別紙１

仕様書

１　件名

練馬区国民健康保険特定健康診査受診勧奨事業業務委託

２　委託期間

契約締結日の翌日から令和 10 年３月 31 日まで

３　委託目的

特定健康診査の未受診者の特性に応じた効率的・効果的な受診勧奨等を実施することで特定健康診査の受診率の向上を図ることを目的とする。

４　履行場所

区内及び区指定場所

５　委託内容

練馬区（以下「甲」という。）は、受託者（以下「乙」という。）に対して、以下の業務を委託する。

(1) 受診勧奨対象者の分析等業務

甲は本業務に必要な特定健康診査結果データ等（別紙１－１「甲が乙に提供するデータ等」）を別紙１－２「情報の保護および管理に関する特記事項」に基づき乙に提供する。

乙は甲が提供するデータ等について、データ分析に関する専門的知見を有する者の監修のもと、人工知能、機械学習、統計解析その他の分析手法を用いて、効率的・効果的な受診勧奨を実現するための分析を行い、甲の合意をもって受診勧奨対象者を決定する。

ア　データ加工業務

甲から提供される各データファイルを統合し、欠損値補完その他必要な加工を行い、分析可能な状態に整備すること。

イ　受診勧奨対象者の選定業務

情報漏洩リスクのない人工知能又は乙の受診勧奨業務の受託により蓄積した独自のノウハウ等を用いたデータ分析により、特定健康診査対象者ごとの受診予測値等を算出し、受診勧奨を実施すべき対象者を選定すること。

ウ　受診勧奨対象者の健康意識等の特定業務

受領したデータを分析した上で、対象者の特徴（受診確率、健康意識、受診歴の有無、受診傾向等）に応じて５区分以上のグループに分類すること。

エ　受診勧奨対象者の決定業務

受診予測値及び対象者特性等を踏まえ、勧奨対象人数に応じた対象者を抽出し、甲の合意をもって最終決定する。

(2) 受診勧奨通知の作成業務

乙は（１）の分析結果に基づき、受診勧奨対象者が属するグループごとに適した内容について、ナッジ理論その他行動科学の知見を活用し、公衆衛生分野において専門的知見を有する者（公衆衛生学修士、博士又は同等以上の知識若しくは実績を有する者）の監修のもと、受診勧奨通知を作成する。

ア　通知対象者

甲が対象者として合意した者

（参考）練馬区の特定健康診査対象者数（令和７年度法定報告）：75,597 人

イ　通知回数

２回とする。通知の発送時期に関しては、甲及び乙が協議の上定める。

ウ　通知内容

通知物は、勧奨対象者の特性に応じた個別具体的なメッセージ及びデザインを用いること。また、甲が指定する行政情報（がん検診案内その他関連事業等）や要望等に対応するものとし、その掲載面積は甲及び乙が協議の上決定する。

エ　通知物の印刷

甲が提供する情報を基に通知対象者の郵便番号、住所、宛名を記載した通知物を次のとおり印刷、圧着する。

(ア) フルカラー印刷

(イ) Z 型または V 型ハガキを用いること

(ウ) 高齢者や障害者等も圧着の開封がしやすいように配慮すること

オ　通知物の宛名印字

宛名印字は原則として漢字印字とする。

甲が提供する外字ファイルを使用して外字変換に対応すること。

なお、外字対応が困難な場合は、甲と協議の上、カナ印字その他適切な方法により対応すること。

カ　通知物の校正

通知物の印刷内容に関して、甲に事前に校正の確認を行う。乙は、甲の要望による修正を実施するが、その回数は原則最大３回とする。

キ　通知対象者の最終決定

特定健康診査受診者の除外対象者となる情報を基に、最終的な対象者を 決定し、通知物の発送を行う。除外対象者の情報は、原則、発送日の約２週間前までに甲が乙へ提供する。

ク　サンプル納品

通知物発送後速やかに、甲に対し各 10 部及びデータ（PDF 等）のサンプルを納品する。甲が追加でサンプルを必要とする場合は、乙が別途有償で提供するものとする。その際は通知物の印字発送の料金から郵送料を抜いた料金とする。

(3) 健診用特設 Web サイト（ランディングページ）の作成

乙は、受診を促すための健診用特設 Web サイト（以下、「ランディングページ」という。）を、甲及び乙が協議の上で作成する。ランディングページは健診体制に応じて１ページ又は複数ページを作成し、ページの仕様、URL、ドメインは乙が指定する。

ア　機能

(ア) Google マップが提供する API を活用して受診可能な場所の位置を表示する機能

乙は甲から受領した情報を Google マップが提供する API に連携する。

Google マップの仕様又は地図情報の更新状況により、意図した位置情報を提供できない場合があるが、これについては乙の責とはしない。

(イ) スマートフォン等の位置情報機能を利用して、最寄りの受診可能な場所の情報を表示する機能

(ウ) 通知対象者に配慮した分かりやすい TOP 画像の表示

(エ) ランディングページ上での簡易アンケート機能

(オ) 健診会場・医療機関ごとに設定する受診可能な健診メニュー等を表すラベルを条件にした検索機能

※ラベル情報は乙の指定した形式にて、甲が乙に提供するものとする。

イ　掲載内容

(ア) 特定健康診査の概要

(イ) 特定健康診査受診の必要性

(ウ) 受診対象者

(エ) 受診方法

(オ) 受診券の利用方法

(カ) 実施医療機関の案内又は医療機関検索ページへのリンク

(キ) 問い合わせ先

(ク) その他、必要と認める事項

ウ　デザイン

(ア) パソコン及びスマートフォンでの閲覧を前提としたデザインとすること。

(イ) 受診行動を促進するため、分かりやすく視認性及びアクセシビリティに配慮すること。

(ウ) デザイン及び掲載内容については、事前に甲の承認を得ること。

エ　公開期間

甲及び乙が協議の上決定する。

オ　運用・保守

(ア) 公開期間中は安定して閲覧できる環境を維持すること。

(イ) 掲載内容の軽微な修正について、甲の指示に基づき軽微な修正を実施すること。また、アクセス解析を実施し、少なくとも次の事項を把握できるものとする。

a)　アクセス数

b)　ユーザー数

c)　流入経路

d)　閲覧ページ

e)　二次元コード別アクセス数

f)　デバイス別アクセス状況

(4) 報告業務

業務期間における報告は年２回（期中報告、期末報告）実施する。各報告に当たっては、対面又はオンラインによる説明機会を設けること。また、分析にあたっては、乙が有する受診率向上施策を多角的に評価する客観的エビデンスや学術的知見を応用して行うものとし、改善策についてのアドバイスは全国自治体から集積した成功事例に基づいて行うものとする。

ア　期中報告

過去データを基に現状の練馬区の状況を明らかにした上で、次年度以降の有効な施策について提案を行うこととする。分析結果及び提案内容については、資料として取りまとめ、甲に提出すること。

イ　期末報告

当該年度事業について受診率向上事業実施による受診率の変化等（全体受診率・過去の特定健康診査経験者受診率・特定健康診査未経験者受診率に係る年間及び月別の集計を含む。）及びランディングページにおけるアクセス数、閲覧状況、流入経路等の統計情報を分析し、効果検証を行うこと。なお、効果検証に必要なデータは、甲から乙に提供する。効果検証に当たっては、甲の特定健康診査に関する地域環境、健診環境、施策の現状を分析し、改善策についてアドバイスを行う。

上記の効果検証、分析及び提案の内容を 50 ページ程度の報告書にとりまとめ、委託期間が終了するまでに甲に提出すること。報告書は、分析結果等を視覚的に把握できるよう、グラフや図表を効果的に活用して作成すること。

(5) その他必要とされる業務

乙は、甲の取り組み状況に応じて必要と考えられる事業を提案し、甲及び乙の合意のもと実施する。この契約内容に定めのない事業の実施を検討する場合は、甲及び乙が協議の上、単価等を設定し実施する。

(6) 留意事項

「５(1)受診勧奨対象者の分析等業務」「５(2)受診勧奨通知の作成業務」「５(3)健診用特設 Web サイト（ランディングページ）の作成」「５(4)報告及びその他業務」については、統計的手法、機械学習、ディープラーニング、ルールベース処理等の技術を利用することができるものとする。ただし、大規模言語モデル（LLM）その他の生成 AI を利用してはならない。

受託者は、使用する分析技術及び処理方法の概要を明らかにするとともに、生成 AI を使用していないことを発注者に説明できること。

６　関係データの保護及び管理

個人情報を含む関係データを取り扱うにあたり、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

ア　乙は個人情報の適切な管理体制を有し次のいずれかの認証を取得していること。

(ア)プライバシーマーク（JIS Q 15001）

(イ)ISO/IEC27001

また、本業務においてクラウドサービスを利用する場合は、ISO/IEC27017 認証を取得したクラウドサービスを利用していること。

イ　乙はこの契約による業務を処理するために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等をこの契約に基づく利用及びその業務の目的を達成するために必要な範囲を超えて複写し、又は複製してはならない。なお、この規定は、他の規定に優先して適用されるものとする。

ウ　乙は別紙１－２「情報の保護および管理に関する特記事項」を遵守すること。

７　事務打ち合わせの実施

甲と定期的に事務打ち合わせを実施し、円滑な事業運営を図るとともに、特定健康診査受診勧奨事業に関する情報や課題の共有化に努める。

８　業務履行中の事故、損害等の対応

(1) 業務履行中に発生した事故、損害等については、乙は速やかに甲に報告するとともに、甲と協力して適切に対応する。

(2) 乙は、災害等の発生により業務の履行が困難となったとき、またはその恐れがある

ときは、安全確保に必要な措置を講じた上、速やかに甲へ報告する。

(3) 業務履行中に発生した事故に対する責任及び負担の帰属について疑義が生じた場合は、甲及び乙が協議の上、責任及び負担の帰属を決定する。

９　委託料の請求及び支払

乙は、５(4)に掲げる期末報告後、委託料を甲に請求し、甲は適正であると認めた場合は請求を受けた日から 30 日以内に支払う。

なお、印刷及び発送の業務においては。1 回あたりの単価を設定する単価契約とし、消費税は外税とし、別紙１－３「単価契約に係る特記仕様書」を順守する。

10　その他

(1) 委託業務により作成された成果物に係る著作権その他の知的財産権は乙に帰属するものとする。

ただし甲は行政目的の範囲内において無償で利用、複製、改変できるものとする。

(2) 本業務委託に関して甲に提出された文書については、練馬区情報公開条例等に基づく情報公開の対象となる。この場合において、公開・非公開の判断は区が行うものとする。

(3) 業務の履行に当たっては、環境関連法令を遵守し、環境負荷の低減を図るなどの環境の保全に努める。

(4) 乙は甲が要請する緊急の連絡や協議には実務上可能な限り迅速に対処する。

(5) 乙は、この契約に係る履行の全部または主要な部分を一括して第三者に委託してはならない。ただし、緊急その他真にやむを得ない事情により再委託する必要があると認められた場合はこの限りではない。なお、受託した業務の一部を第三者に再委託する場合は、事前に区の承諾を得る。

(6) 本仕様に定めのない事項、または業務の履行にあたって疑義が生じた場合には、甲及び乙が協議の上決定する。

甲が乙に提供するデータ等

甲は、別紙１「仕様書」の定めに従い、実施する事業に応じて以下のデータを乙に提供する。

１ 委託業務の開始に当たって提供するもの

(1) 特定健診関連情報データ（必須）

ア 特定健診・特定保健指導受診歴データ

・ FKAC165／ファイル形式：CSV 過去４年度分（前年度分を含まない）

・ FKAC167／ファイル形式：CSV 過去５年度分（前年度分を含む）

イ 特定健診対象者データ

各年度の当初時点(４月１日)で、その年度内の健診対象全員のデータを含むもの。

・ FKAC161 又は FKAC173 など／ファイル形式：CSV 当年度を含む 3 年度分

※ 上記が抽出できない場合、もしくは上記が実際の勧奨対象者と乖離がある場合、甲作成の特定健診対象者データ／ファイル形式：Excel, CSV

(2) 被保険者情報データ（必須）

被保険者管理台帳（KDB 帳票 S26_006）／ファイル形式：CSV

(3) 印刷・発送関連データ（必須）

ア 宛名印字用データ（宛名データ）／ファイル形式：Excel,CSV

※ 文字コードは原則 UTF-8 とする。

※ 個人識別番号（1.（1）の必須データに含まれる番号と同一のもの)、郵便番号、住所、住所方書、漢字氏名、カタカナ氏名も含む。

イ 外字ファイル

ウ 宛名印字箇所レイアウト／ファイル形式：Excel

※ 宛名データのうち印字に使用する箇所を、原則、乙の求める様式に準拠するが、甲及び乙にて協議の上、決定する。

(4) 資材作成用データ（必須）

ア　健診情報管理データ／ファイル形式：Excel

※ 資材に印字する健診情報について、原則、乙の求める様式に準拠するが、甲及び乙にて協議の上、決定する。

イ　区のマスコットキャラクター／ファイル形式：JPEG

２ 通知物の発送の都度提供するもの

発送対象者リスト作成用データ（必須）

・ 除外データ／ファイル形式：Excel, CSV

※ 発送対象から除外対象者について、発送の都度、原則、乙の求める様式に準拠

するが、甲及び乙にて協議の上、決定する。

３ 期中・期末報告前に提供するもの

報告書作成用データ（必須）

・ 受診結果データ／ファイル形式：Excel，CSV 当年度を含む３年度分

※ 受診者の個人識別番号、受診年月日（８ケタ)、受診区分フラグ（受診有無）の３列を含むものとする。

４ その他

その他業務実施の上で必要なデータ業務を実施する上で、本紙に定めのないデータが必要になった場合、甲及び乙にて協議の上、提供する。

令和7年12月版

【委託契約等用】

情報の保護および管理に関する特記事項

（目的）

第1条　この特記事項は、本契約の受託者（以下「乙」という。）が委託者（以下「甲」という。）から受託した業務を履行するに当たり、本契約で取り扱う情報の機密性を確保するために、受託契約と併せて乙が遵守すべき事項を定める。

（定義）

第2条　この特記事項において「情報」とは、甲または乙が管理する情報システム、当該情報システムから出力された印刷物および情報システムから出力されたか否かを問わず文書等で取り扱われる甲の情報をいう。

2　この特記事項において「重要情報」とは、前項に規定する情報のうち、個人情報およびその情報が脅威にさらされることにより区政運営または本契約に重大な影響を及ぼす情報をいう。

3　前項に規定する重要情報のうち、特定個人情報（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）第2条第9項に規定する特定個人情報をいう。以下同じ。）を本契約で取り扱う場合は、別に定める「特定個人情報の保護および管理に関する特記事項」を併せて適用する。

4　この特記事項において「外部サービス」とは、情報システムのうち、クラウドサービス等、外部の者が一般向けに情報システムの一部または全部の機能を提供するものをいう。ただし、当該機能において本契約に係る情報が取り扱われる場合に限る。

5　この特記事項において「クラウドサービス」とは、ネットワークを通じて事業者が区に提供するコンピューティングサービスで、つぎのいずれかに該当するものをいう。

⑴　IaaS型

⑵　PaaS型

⑶　SaaS型

（基本的事項）

第3条　乙は、本契約の履行に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう情報を適切に取り扱わなければならない。

（注意義務）

第4条　乙は、情報の取扱いに当たっては、善良なる管理者の注意をもって、情報の機密性の確保に必要な措置を講じなければならない。

（情報セキュリティの確保）

第5条　乙は、本契約の履行に当たり重要情報を取り扱う場合は、甲の定める手順等を遵守するとともに、この特記事項と同等またはそれ以上のセキュリティ水準を保障する対策等を定めた規程を設ける等、情報セキュリティの確保を図るための必要な措置を講じなければならない。

（管理体制等）

第6条　乙は、本契約の履行に当たり個人情報を取り扱う場合は、受託業務に従事する者（以下「従事者」という。）から個人情報の管理に責任を持つ者（以下「管理責任者」という。）を選任し、指定する書面により甲に提出しなければならない。これによりがたい場合は、乙は甲の許可を得た上で、従事者以外から管理責任者を選任できる。

第7条　乙は、本契約の履行に当たり個人情報を取り扱う場合は、従事者の氏名、所属および受託業務への従事期間（開始日および終了予定日）を記録し、甲に書面で提出しなければならない。

第8条　乙は第6条および前条の規定により提出した書面の内容に変更があったときは、変更内容について、速やかに甲に書面で提出しなければならない。

第9条　乙は、管理責任者および従事者に対し、この特記事項の内容を周知徹底すること。なお、本契約の履行に当たり個人情報を取り扱う場合は、特記事項の内容を遵守するために必要となる教育を行うとともに、実施結果について指定する書面により甲に提出しなければならない。

第10条　乙は、甲がこの特記事項の遵守に必要となる教育を実施するときは、これを受けなければならない。

（知り得た情報の保持の義務）

第11条　乙は、本契約の履行に当たり、知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。本契約が終了し、または解除された後においても同様とする。

（収集の制限）

第12条　乙は、本契約の履行のために個人情報を収集するときは、当該契約の履行を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により、行わなければならない。

（目的外使用の禁止）

第13条　乙は、情報を他の用途に使用してはならない。

（第三者への提供の禁止）

第14条　乙は、情報を第三者に提供してはならない。ただし、甲が必要と認めた場合には、重要情報を除く情報について、第三者に提供することができる。

（再委託の制限）

第15条　乙は、受託業務について、第三者に再委託してはならない。ただし、甲が認めた場合は、この限りでない。

2　乙は、前項ただし書の規定により、甲へ申請する再委託の業務内容に個人情報の取扱いが含まれる場合は、再委託先となる予定の者において、この特記事項に規定する安全管理措置が講じられることを再委託契約の締結前にあらかじめ確認し、指定する書面により甲に提出しなければならない。

3　再委託先がさらに第三者に再委託する場合（それ以降の委託も含む。以下「再々委託等」という。）で、かつ、当該再々委託等の業務内容に個人情報の取扱いが含まれる場合は、再々委託等を行う者は、以下の事項を遵守しなければならない。

⑴　再々委託等を行うことについて、甲の承認を得ること。
⑵　再々委託等の契約の締結前に当該契約の受託者となる予定の者において、この特記事項に規定する安全管理措置が講じられることをあらかじめ確認し、指定する書面により甲に提出すること。
⑶　前2号の承認申請を行ったことについて、再々委託等の元となる契約（再々委託の場合における再委託など）の委託者に通知すること。

第16条　前条の規定により再委託を行う場合は、乙は、この特記事項と同等以上の規定を当該再委託契約に定めなければならない。

2　乙は、再委託先に、本契約における一切の義務を遵守させるとともに、その履行状況を監督しなければならない。

3　前2項の規定は、個人情報を取り扱う再々委託等を行う場合についても準用する。

（情報の授受）

第17条　乙は、情報の授受に当たり、つぎに掲げる事項を実施しなければならない。

⑴　情報の授受は、管理責任者および従事者に限定すること。
⑵　情報を格納した記録媒体（情報システム機器のハードディスクを含む。以下同じ。）を郵送等により送付するときは、ファイルにパスワードを設定する等によりデータを暗号化すること。
⑶　重要情報を格納した記録媒体を郵送するときは、特定記録郵便等の追跡可能な移送手段を用いること。
⑷　情報の格納の有無にかかわらず、受託業務で利用する記録媒体を郵送するときは、送付の記録を管理簿により管理すること。
⑸　情報をＦＡＸにより送信するときは、必要最小限の範囲に留め、送信宛先の誤りに十分注意すること。
⑹　重要情報をインターネットメールにより送信するときは、添付ファイルとし、ファイルにパスワードを設定する等により、データを暗号化すること。
⑺　重要情報を含む印刷物、文書を郵送するときは、特定記録郵便による送付または親展表示による送付をすること。

（情報の管理）

第18条　乙は、情報の管理に当たり、つぎに掲げる事項を実施しなければならない。

⑴　重要情報を甲が指定する履行場所から持ち出さないこと。ただし、甲が必要と認めた場合は、この限りではない。
⑵　情報の格納の有無にかかわらず、受託業務で利用する記録媒体を持ち出すときは、格納情報、持ち出し日時、持ち出した者、承認者、用途、持ち出し先、返却日時、返却確認者等について、管理簿により記録・管理すること。
⑶　前号の場合において、前条第2号の規定と同様の措置を講じること。
⑷　情報を乙の情報システムにおいて取り扱う場合は、以下の措置を講じること。
ア　従事者が正当なアクセス権を有する者であることを認識するため、IDとパスワード等による

認証を実施すること。

イ　インターネットに接続された環境において重要情報を取り扱う場合は、標的型攻撃等の不正アクセスによる重要情報の漏えい等が生じないよう適切な措置を講じること。

ウ　イの場合において、重要情報は、容易に解読することができないようにパスワードを設定する等によりデータを暗号化すること。

エ　情報システム機器にウィルス対策ソフトウェアの導入および最新のウィルスパターンファイルの更新を行うこと。

オ　情報システム機器を構成するOS、ソフトウェア、ミドルウェア等に定期的に修正プログラムを適用すること。

カ　情報の保管または処理に当たり、従事者の私物等、許可されていない情報システム機器および記録媒体を用いないこと。また、これらを業務で利用する甲および乙の情報システム機器に接続しないこと。

キ　記録媒体を甲および乙の情報システム機器に接続する場合は、ウィルスチェックを行うこと。

ク　情報をWinny、Share等のファイル交換ソフトがインストールされた情報システム機器で処理しないこと。また、許可されていないソフトウェアを甲および乙の情報システム機器にインストールしないこと。

⑸　重要情報を本契約の履行以外の目的のため、複写または複製してはならない。ただし、甲が必要と認めた場合は、この限りでない。

⑹　重要情報を含む印刷物、文書および情報の格納の有無にかかわらず、受託業務で利用する記録媒体は、管理責任者および従事者以外の者が利用できないよう、施錠管理すること。

⑺　重要情報を含む印刷物、文書および情報の格納の有無にかかわらず、受託業務で利用する記録媒体を廃棄する場合は、データを復元できないよう物理的に破壊し、または漏えいを来さない方法でデータ消去を行うこと。受託業務で利用する記録媒体を廃棄する場合は、その記録を管理簿により管理すること。

⑻　情報を記録媒体に格納し保管するときは、管理責任者および従事者以外の者が情報にアクセスできないよう、アクセス管理を行うこと。

（重要情報を取り扱う外部サービス（クラウドサービス）の利用）

第19条　乙は、本契約の履行に当たり、重要情報を外部サービスで取り扱う場合は、つぎに掲げる事項を遵守しなければならない。ただし、電気通信サービス、郵便、運送サービスおよび金融機関が提供する外部サービスならびに甲または国等の公的機関より利用を求められる外部サービスを除く。

2　乙は、クラウドサービス提供者について、つぎに掲げる事項を満たす事業者を選定しなければならない。

⑴　日本の法令の範囲内で運用できるサービスであること。また、日本国内の裁判所を合意管轄裁判所に指定できること。

⑵　海外への機密情報の流出リスクを考慮し、クラウドサービスを提供するリージョン（国・地域）を

国内に指定できること。利用者のデータが、海外に保存されないこと。

⑶ クラウドサービスの終了または変更時における事前の通知等の取り決めや、情報資産の移行方法を契約に規定できること。特に事前の通知については、事前通知の方法・期限についての条項を盛り込んだ契約が締結可能なこと。

⑷ 情報セキュリティ対策の履行が不十分な場合の対処方法（改善、追完、損害賠償等）について、契約またはサービスレベル契約（SLA）に定められること。

⑸ クラウドサービス提供者が、情報資産へ目的外のアクセスや利用を行わないように、契約に定められること。

⑹ クラウドサービス提供者における情報セキュリティ対策の実施内容および管理体制について、公開資料や監査報告書（または内部監査報告書・事業者の報告資料）、各種の認定・認証制度の適用状況から、クラウドサービス提供者の信頼性が十分であることを総合的・客観的に評価し、判断可能なこと。

⑺ クラウドサービス提供者もしくはその従業員、再委託先またはその他の者によって、乙の意図しない変更が加えられないための管理体制について、公開資料や監査報告書（または内部監査報告書・事業者の報告資料）の内容を確認できること。

⑻ 情報セキュリティインシデント（情報セキュリティ事故およびその兆候）への対処方法について、クラウドサービス提供者との責任分担や連絡方法を取り決め、契約またはサービスレベル契約（SLA）に定められること。

3 乙は、利用するクラウドサービスについて、つぎに掲げる事項を満たすものを選定しなければならない。

⑴ 不正なアクセスを防止するためのアイデンティティ管理（アカウントの発行から利用停止・削除等までの一連の管理・メンテナンス）ができること。

⑵ クラウドサービス上に保存する情報やクラウドサービスの機能に対してアクセス制御（クラウドサービスに保存される情報やクラウドサービスの機能ごとにアクセスする権限のない者がアクセスできないように制限すること）ができること。

⑶ クラウドサービス内および通信経路全般において暗号化処理が行われていること。この際、利用される暗号化方式は、「電子政府推奨暗号リスト」に記載された方式であること。

⑷ 必要となる各種ログの取得機能を実装していること。また、乙はクラウドサービスで取得可能なログの種類、範囲を確認すること。

⑸ 取得するログの時刻、タイムゾーンが統一されること。また、乙は時刻同期方法について確認すること。

⑹ 暗号化に関し、クラウドサービス提供者が提供する鍵管理機能を利用する場合、鍵の生成から廃棄に至るまでのライフサイクルにおける仕組みに関する内容等が確認できること。また、乙は、その内容にリスク（鍵が窃取される可能性や鍵生成アルゴリズムが危険にさらされる可能性等）がないことを確認すること。SaaSの場合は、対象外とする。

⑺ 利用するクラウドサービスのネットワーク基盤内において乙が利用するネットワークが、他の利

用者のネットワークや通信と分離され、論理的に独立していること。SaaSの場合は、他の利用者が本契約で取り扱うデータにアクセスできないよう確実な制御を行っていること。

⑻ 利用するクラウドサービスの仮想マシンのネットワークが他の利用者のネットワークと分離されていることを、クラウドサービス提供者の開示している情報等で確認できること。SaaSの場合は、他の利用者が本契約で取り扱うデータにアクセスできないよう確実な制御を行っていること。

⑼ クラウドサービスの利用終了時に、クラウドサービスで取り扱った本契約に関わる全ての情報がクラウドサービス基盤上から漏えいを来さない方法で確実に削除されること。なお、削除する対象はバックアップ等により複製されたものも含むこと。これらについてクラウドサービスの利用終了時に、乙に情報の廃棄の実施報告書を提出できること、または確実に削除されることが文書で確認できること。

⑽ クラウドサービス利用者の各アカウント以外に特殊なアカウント（ストレージアカウントなど）がある場合は、関連情報（資格情報等）を含めて廃棄可能であること。

4 乙が甲に対しクラウドサービスを提供する場合は、第2項および第3項の規定のほか、当該クラウドサービスのセキュリティ要件等について、甲の定める仕様を遵守すること。

5 前項の規定において、乙が他のクラウドサービスを用いて甲にサービスを提供する場合は、乙が利用するサービスにおいても甲の仕様およびこの特記事項の内容を遵守できるサービスを選定しなければならない。

（重要情報を取り扱わない外部サービス（クラウドサービス）の利用）

第20条 乙は、本契約の履行に当たり、重要情報以外の情報をクラウドサービスで取り扱う場合は、利用するクラウドサービスの約款、その他の提供条件等から、別表に定める利用に係るリスクが許容できることを確認した上で利用しなければならない。

（受託業務に必要のない物品等の持ち込みの禁止）

第21条 乙は、甲の許可なく受託業務に必要のない物品等を履行場所へ持ち込んではならない。

（情報の返還および処分）

第22条 乙は、本契約が終了し、または解除されたときは、情報を甲の定めるところにより返還し、または漏えいを来さない方法で確実に処分しなければならない。

2 乙は、情報の返還または処分を完了したときは、甲にこれを証明する書類を提出しなければならない。

3 前項は、契約期間中において、乙が情報の廃棄を外部へ委託する場合も同様とする。ただし、外部へ委託することについて、あらかじめ甲の承認を得なければならない。

（報告および立入検査）

第23条 甲は、必要と認めるときは、乙の情報の取扱いの状況について、実地に調査し、または乙に対して説明もしくは報告を求め、改善の指示を与えることができる。

2 前項の規定おいて、乙がクラウドサービス提供者である場合で、セキュリティ上の理由から甲による実地調査が困難な区域等があるときは、甲の求めるところにより、第三者の監査人が発行する証明書や監査報告書を提出すること。

3　甲は、第15条および第16条の規定により、再委託または再々委託等が行われる場合は、その受託者における遵守状況について、乙に対して報告または説明を求め、改善の指示を与えることができる。

（情報セキュリティに関する監査への協力）

第24条　乙は、本契約の履行に関連する業務について、「練馬区情報セキュリティに関する要綱」に基づく監査が実施されるときは、その実施に協力しなければならない。

2　前項の規定において、乙がクラウドサービス提供者である場合で、セキュリティ上の理由から甲による監査の実施が困難な区域等があるときは、甲が実施する監査に代えて、甲の求めるところにより、第三者の監査人が発行する証明書や監査報告書を提出すること。

（事故等発生時の対応および公表）

第25条　乙は、情報の漏えい、破壊、改ざん、消去等の事故もしくはそのおそれが生じた場合またはこの特記事項や、その他の関係法令等への違反もしくはその兆候を把握した場合（以下「事故等」という。）は、つぎに掲げる事項を実施しなければならない。

⑴　直ちに被害を最小限に抑えるための措置または被害を生じさせないための措置を講じるとともに、甲に報告すること。

⑵　当該事故等の原因を分析すること。

⑶　当該事故等の再発防止策を実施すること。

⑷　当該事故等の記録を文書で提出すること。

2　乙は、第15条および第16条の規定により、再委託または再々委託等が行われる場合は、その受託者において前項各号に規定する事項が遵守されるよう監督しなければならない。この場合において、再委託先または再々委託等の受託者からの事故等の報告先は甲および乙とすること。

3　乙は、事故等が起きた場合を想定し、対応手順について定期的に確認または訓練を行わなければならない。

第26条　甲は、必要があると認めるときは、当該事故等の内容（乙の名称を含む。）について、公表することができる。

（損害賠償）

第27条　乙は、乙、再委託先または再々委託等の受託者がこの特記事項に定める義務に違反し、甲に損害を与えたときは、損害賠償の責任を負う。

（契約解除）

第28条　甲は、乙が前各条に違反した場合は、契約を解除することができる。

（疑義の決定）

第29条　この特記事項の解釈について疑義を生じたとき、またはこの特記事項に定めのない事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

別表（第20条関係）

①	情報の管理や処理をクラウドサービス提供者に委ねるため、その情報の適正な取扱いの確認が容易ではなくなる。
②	クラウドサービス提供者の運用詳細等が公開されない場合は、利用者が情報セキュリティ対策を行うことが困難となる。
③	クラウドサービスで取り扱われる情報が国外で分散して保存・処理されている場合、裁判管轄の問題や国外の法制度が適用され、現地の政府等による検閲や接収を受ける等のリスクが存在する。
④	不特定多数の利用者の情報やプログラムを一つのクラウドサービス基盤で共用することとなるため、情報漏えいのリスクが存在する。
⑤	サーバ等機器の整備環境がクラウドサービス提供者の都合で急変する場合、サプライチェーンリスクへの対策の確認が容易ではない。
⑥	クラウドサービスに保存された情報をクラウドサービス提供者が自由に利用することや、利用者から収集した種々の情報を分析し、利用者の関心事項を把握し得る立場にあることを約款や利用規約等に明示していない場合がある。
⑦	情報が改ざんされた場合でも、クラウドサービス提供者が一切の責任を負わない場合がある。
⑧	突然サービス停止に陥ることがある。その際に預けた情報の取扱いは保証されず、損害賠償も行われない場合がある。また、サービスの復旧についても保証されない場合が多い。
⑨	保存された情報が誤って消去または破壊されてしまった場合に、クラウドサービス提供者が情報の復元に応じない可能性がある。また、復元に応じる場合でも時間を要することがある。
⑩	約款や利用規約の内容が、クラウドサービス提供者側の都合で事前通知等なく一方的に変更されることがある。
⑪	情報の取扱いが保証されず、一旦記録された情報の確実な消去は困難である。
⑫	利用上の不都合、不利益等が発生しても、クラウドサービス提供者が個別の対応には応じない場合が多く、対応を承諾された場合でも、解決まで時間を要することがある。

単価契約に係る特記仕様書

１　契約単価

契約単価は、別紙内訳書記載の単価（消費税を含まない単価）に１００分の１１０を乗じて得た金額とし、単価個々の消費税相当の表示は行わないものとする。

２　支払金額の算定方法

支払金額は、消費税を含まない単価で計算した金額に消費税相当額（10%）を加算した額とする。

この支払い金額に端数が生じた場合は、１円未満の金額を切り捨てる。